

## 鹿屋市森林環境保全直接支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境保全及び林業の振興を図るため、除間伐、再造林又は下刈を実施する林業事業主体に対し、予算の範囲内において鹿屋市森林環境保全直接支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす林業事業主体とする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項の規定による森林経営計画の認定を受けていること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国又は県の補助事業の採択を受けた、市内の除間伐、再造林又は下刈の実施に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の1以内で予算で定める額以内とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式）
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類

(実績報告)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了した

ときは、規則第14条に規定する事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式）
- (2) 施業実施の内訳書
- (3) 施業実施地の位置図及び図面
- (4) 国又は県の補助事業の確定通知書及び検査調書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

施業種目	施業地	事業実施主体	事業量	総事業費	事業完了 (予定)
			ha	円	

事業費の内訳

施業種目	面積 ① ha	標準単価 ② 円	間接費率 ③ %	査定係数 ④ %	査定事業費 ⑤ (①×②×③×④) 円	備考
計						

注 査定事業費 100 円未満切捨て

(2) 経費の配分

総事業費	補助対象外 事業費	補助対象 事業費	負担区分		
			市費	国県費	受益者負担
円	円	円	円	円	円